2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　戸籍抄本

二　廃止前旧制度農林共済法の規定による減額退職年金の年金証書の写し

（特例減額退職年金等の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合等の届出）

第二十七条　第十九条及び第二十条の規定は、特例減額退職年金又は特例通算退職年金の受給権者について準用する。この場合において、第十九条第四号中「平成十三年統合法附則第三十四条第一項ただし書」とあるのは「平成十三年統合法附則第三十九条第七項又は第四十条第三項において準用する平成十三年統合法附則第三十八条第八項ただし書」と、第二十条第一項中「平成十三年統合法附則第三十四条第一項」とあるのは「平成十三年統合法附則第三十九条第七項又は第四十条第三項において準用する平成十三年統合法附則第三十八条第八項」と読み替えるものとする。

（障害による特例遺族年金の停止の解除の請求）

第二十八条　第二十二条の規定は、平成十三年統合法附則第四十二条第十項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十七条ただし書の規定により六十歳に達する前に特例遺族年金の停止の解除を受けようとする場合に準用する。

（特例遺族年金の転給の請求）

第二十九条　第二十三条の規定は、特例遺族年金の転給について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十七条第六項」とあるのは「第四十二条第十項」と、「廃止前農林共済法第五十条第一項」とあるのは「廃止前旧制度農林共済法第四十九条第二項」と、「廃止前農林共済法第五十二条前段」とあるのは「廃止前旧制度農林共済法第四十八条前段」と、「廃止前農林共済法第五十二条後段」とあるのは「廃止前旧制度農林共済法第四十八条後段」と、同条第二項第一号中「第三十七条第六項」とあるのは「第四十二条第十項」と、「廃止前農林共済法第五十条第一項又は第五十二条各号」とあるのは「廃止前旧制度農林共済法第四十九条第二項又は第四十八条各号」と読み替えるものとする。

（特例遺族年金の支給調整事由の消滅の届出）

第三十条　平成十三年統合法附則第四十二条第六項の規定によりその額が算定された特例遺族年金の受給権者は、同一の事由により他の公的年金制度から廃止前旧制度農林共済法第四十六条第一項第二号の規定による遺族年金に相当する年金又は廃止前旧制度農林共済法による通算遺族年金に相当する年金の支給を受けなくなったときは、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　特例遺族年金の受給権者の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　特例遺族年金の年金証書番号

三　他の公的年金制度の名称、当該制度から受けていた廃止前旧制度農林共済法第四十六条第一項第二号の規定による遺族年金に相当する年金又は廃止前旧制度農林共済法による通算遺族年金に相当する年金の名称並びにその年金証書の記号及び番号

四　前号に掲げる年金の支給を受けなくなった年月日及びその事由

2　前項の届書には、同項第三号に規定する年金を受けなくなったことを証明する書類を添えなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）